

新公審査答申（個）第67号  
令和6年1月19日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会  
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和元年12月26日付け、新行経第481号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が、令和元年7月1日付け新病管第863号の2により行った開示決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 個人情報の開示請求

令和元年6月17日、審査請求人は、新潟市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、実施機関に対し、市民病院が市立病院であるか質問していること及びその回答を示すもの（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 実施機関の決定

令和元年7月1日、実施機関は、審査請求人が請求した情報公開請求書及びその請求に対する公開決定通知書並びに新潟市病院事業の設置等に関する条例（以下「本件対象保有個人情報」という。）の写しを本件請求保有個人情報と特定し、開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年7月10日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和元年12月26日、新潟市長は、条例第27条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述聴取結果記録書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

開示請求したのは、「6月3日『同一趣旨のお手紙は回答しないことをお伝えしている』とあるが、この質問をしたことがなく、市立病院かどうかの質問をしたことを示すもの及びその回答を示すもの」である。「市立病院」の質問をしているのだから「市立病院」の回答をしなければならない。

病院での面談の際、「同一趣旨の手紙を受け取っていない。回答していない。」と説明している。「開示請求に係る情報を保有していない」のであるから、「個人情報非開示決定通知書」を出さなければならない。職員が「同一趣旨」の手紙を受け取っていないと回答しているのに、「6月3日『同一趣旨』のお手紙は回答しないことをお伝えしている。」としている。「市立病院」であることを示す資料を開示し、資料のどこに書かれているかを示すべきである。

なお、審査請求人は、上記以外にも本件審査請求とは直接関係のない主張もしているが、当審査会の判断を左右するものではないため取り上げない。

#### 第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

令和元年5月10日付情報公開請求書には「市立病院であることを示したもの」と記載されているので、今回開示を求められた内容とは文言上の違いはあるが、「市立病院であることを示す」ことで市立病院であることは分かるのだから、同趣旨の質問である。

次に、「その回答を示すもの」として、「その回答」が上記情報公開請求書に対する回答を意味すると考えれば、令和元年5月24日付公開決定通知書がこれに当たる。その公開決定で公開した条例から市立病院であることを読み取ることができるからである。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件請求保有個人情報を保有しているとして本件決定を行ったところ、審査請求人から本件決定の取消しを求めてなされたものである。

以下、審査請求人及び実施機関の主張の妥当性について検討する。

##### 2 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、審査請求人から、令和元年5月10日付情報公開請求があり、その請求に対し、令和元年5月24日付公開決定通知により公開した文書である。

##### 3 本件決定の妥当性について

- (1) 当審査会が本件対象保有個人情報を見分したところ、当該情報公開請求における情報公開請求書及び公開決定通知書並びに新潟市病院事業の設置等に関する条例の写しであることが確認できた。
- (2) また、当該情報公開請求した内容は、「新潟市民病院は新潟市立病院であると5月8日補佐が説明しているが、市立病院であることを示してたもの」(原文ママ)と記載があり、本件請求の内容には、「市立病院かどうかの質問をしていたことを示すもの及びその回答を示すもの」と記載されていることから、当該情報公開請求と本件請求は同様の請求内容であることが認められる。
- (3) したがって、上記(1)、(2)のとおり、本件対象保有個人情報は、本件請求に合致しているものであり、本件対象保有個人情報の他に、その存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、実施機関が行った本件決定は妥当である。
- 4 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
令和元年12月26日	実施機関の諮問書を受理
令和5年11月28日	審査会開催(第1回)
令和6年 1月15日	審査会開催(第2回)

(第3部会)

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治、 委員 櫻井香子